

## 標津町農地賃借料情報

平成27年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(1ha当たり)は、以下のとおりとなっております。

標津町農業委員会

### ●牧草畑

(単位:円/ha)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
川北地区	32,450	40,000	24,900	13	
北標津地区	20,050	30,000	10,100	21	
古多糠地区	20,050	30,000	10,100	46	
標津・茶志骨地区	23,400	36,500	10,300	21	

※ 地域区分は標津町農業委員会農用地等あっせん特別委員会区域としています。

※ この賃借料には、農地保有合理化事業に伴うものは含まれていません。

※ 農地法等の一部改正に伴い標準小作料制度が廃止されましたが、農業委員会においては、これまで定めていた「小作料の上限額(4万円／1ha、3万円／1ha、1万円／1ha当たり)」を今後も地域が遵守すべき賃借料と位置付け、農地流動化事業に取り組んでまいります。

また、経済事情の変動、その他農業経営を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じその上限額を見直すこととしております。

### ●過去の平均額の状況(参考)

(単位:円/ha)

地域区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	備考
川北地区	30,000	34,000	34,600	29,900	
北標津地区	32,900	28,800	34,900	35,300	
古多糠地区	23,000	26,100	26,900	39,900	
標津・茶志骨地区	30,000	20,700	31,900	30,000	

# 標津町農地質地情報 農地区域図

